

上尾市子育て世帯訪問支援事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 4 7 号

上尾市子育て世帯訪問支援事業実施規則の一部を改正する規則

上尾市子育て世帯訪問支援事業実施規則（令和 6 年上尾市規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない事情があると認めた場合には、これらに規定する訪問支援を実施する日及び時間帯を超えて、訪問支援を実施することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。